

令和7年9月森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 令和7年9月9日（火） 午前9時30分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和7年9月9日（火） 午前9時30分

4 応 招 議 員

1 番議員 桼 原 雄 太

2 番議員 小 澤 由 彦

3 番議員 高 木 幸 広

4 番議員 佐 藤 嘉 彦

5 番議員 鈴 木 哲 司

7 番議員 佐 藤 明 孝

8 番議員 川 岸 和 花 子

9 番議員 岡 戸 章 夫

10 番議員 加 藤 久 幸

11 番議員 中 根 信 一 郎

12 番議員 西 田 彰

5 不 応 招 議 員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 6 番議員 清 水 健 一

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 太 田 康 雄

副 町 長 村 松 弘

教 育 長 野 口 和 英

総 務 課 長 平 田 章 浩

危機管理課長 鈴 木 知 寿

政策企画課長 鈴 木 勇 登

財 政 課 長 鈴 木 俊 久

税 務 課 長 長 野 了

住民生活課長	森下友幸	福祉課長	中村貢
健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	栗田俊助
建設課長	緩鹿英文	定住推進課長	鈴木孝佳
上下水道課長	小坂一郎	会計課長	榊原一嘉
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岩井秀司	議会書記	森下幹子
--------	------	------	------

10 会議に付した事件

議案第50号	森町一般職の任期付職員の採用に関する条例について
議案第51号	森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
議案第52号	森町天方総合センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第53号	令和7年度森町一般会計補正予算（第4号）
議案第54号	令和7年度森町一般会計補正予算（第5号）
議案第55号	令和7年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第56号	令和7年度森町病院事業会計補正予算（第1号）
議案第57号	東遠学園組合規約の変更について
認定第1号	令和6年度森町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	令和6年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	令和6年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	令和6年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	令和6年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について

認定第 6 号 令和 6 年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7 号 令和 6 年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8 号 令和 6 年度森町水道事業会計決算認定について

認定第 9 号 令和 6 年度森町公共下水道事業会計決算認定について

認定第 10 号 令和 6 年度森町病院事業会計決算認定について

<議事の経過>

議 長	(中根信一郎 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 それでは、日程に入ります。 日程第 1、議案第 50 号「森町一般職の任期付職員の採用に関する条例について」を議題とします。 本議案は第一常任委員会に付託する予定です。 これから質疑を行います。 質疑はありませんか。 10 番、加藤久幸君。
10 番議員	(加藤久幸 君) これは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づいた条例の改正かと思います。5 年を超えない範囲内で任命権者が定めるとのことかと思います。 まず、この任期付職員について、正規職員と同等の福利厚生、それから退職金の支給等、そういうものが適用されるかどうか伺いをします。
議 長 総務課長	(中根信一郎 君) 総務課長。 (平田章浩 君) 総務課長です。 加藤議員の御質問にお答えさせていただきます。 任期付職員につきましては正規職員と同様の業務や身分待遇と

いう点が同じでございますので、任期付職員でも本格的な業務に従事が可能となりまして、賞与の支給、休暇では年次有給休暇、夏季休暇、特別休暇もございますし、手当につきましても、通勤手当、時間外勤務手当、扶養手当、住宅手当等の要件に応じて支給をされるということでございます。以上です。

議 長
10 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 10 番、加藤久幸君。

（ 加 藤 久 幸 君 ） 任期付職員でも正規職員と同等の福利厚生等が入られるということで分かりました。

次に、任期付職員と特定任期付職員がいると思いますが、違いを教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、任期付職員から正規職員に転換はできるのか、その辺の制度についてお伺いをいたします。

議 長
総務課長

（ 中根信一郎 君 ） 総務課長。

（ 平 田 章 浩 君 ） 総務課長です。

加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

任期付職員につきましては、特定任期付職員、一般任期付職員、4 条任期付職員、任期付短期時間勤務職員ということで、大きく 4 種類に分かれてございます。

特定任期付職員につきましては、高度な専門的な知識、経験または優れた識見を有する者というようなことで、高度の専門的な知識、経験または優れた識見を一定期間活用し、特に必要とされる業務に従事する場合に採用するものでございまして、具体的に申しますと、医師や弁護士がそういうものに該当します。

一般任期付職員につきましては、特定任期付職員については高度な専門知識でございましたけども、一般任期付職員につきましては、専門的な知識、経験を有する者で、その専門的な知識、経験が必要とされる業務に従事をするというようなことでございます。具体的には保育士や教諭、看護師が該当する業務になります。

4 条任期付職員につきましては一定期間内に終了することが見込まれる業務に従事するという仕事でございまして、一定期間に

限り業務量の増加が見込まれる業務ということになります。こちらについては、窓口対応とかになろうかと思いますので、資格というよりも、業務量が増えるときに任用するというものでございます。

任期付短時間勤務につきましては、住民に対するサービス提供体制の充実であったり、部分休業を取得する職員の業務の代替というところで、短時間の勤務の任期付職員を採用するというところで大きく4種類でございます。以上です。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平田章浩 君) 総務課長です。

正規職員に登用するかということに関しましては、任期付でございますので、任期が終了し次第退職という形で、正規になる場合には別途採用試験を受けていただくというような形になります。3年の任期付きで必要とあれば5年まで延長できますので、任期付きの延長は5年まで、延ばせば5年間でできますけども、先ほど言ったように5年になりましたら、退職という形になります。以上です。

議 長
10 番議員

(中根信一郎 君) 10 番、加藤久幸君。

(加藤久幸 君) 4 種類に分かれているということによく分かりました。

最後になりますが、この任期付職員は一般のその業務を積みながら、並行して正規職員の採用試験を受験することは可能でしょうか。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平田章浩 君) 総務課長です。

加藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

期限が決まっておりますので、期限が来ということで期限後の採用を見て、応募をして試験を受けるということは可能だと考えております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

4 番議員

4 番、佐藤嘉彦君。

(佐 藤 嘉 彦 君) 4 番、佐藤です。

3 点ほどお聞きしたいと思います。

まず 1 点目ですが、今回四つの任用パターンということで、条例で書き分けられているということですが、現時点で具体的に想定しているような担当業務、任用業務を考えているようでしたら、それを教えていただきたいと思います。それが 1 点目。

そして 2 点目ですが、今回の新規制定の条例の附則が、「この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。」ということですが、この施行日 10 月 1 日、なぜこの日で施行するのかという理由を教えてください。

それから 3 点目ですが、この 4 パターンの任用についての給与の位置づけ、これはどうなっているのか。条例上の根拠があるか、今後定めていくのか、基本的に給与条例の中で準用していくのか等々、その位置づけについて教えていただきたいと思います。以上です。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平 田 章 浩 君) 総務課長です。

佐藤嘉彦議員の質問にお答えさせていただきます。

まず一つ目の具体的にあるのかということでございます。こちらの条例につきましては、人材の確保ということで正規職員で採用するであるとか、業者をお願いして委託で来てもらうとかという方法でいろいろ確保をしていたところでございますけども、任期付採用職員という方法については、今までうちの町で取り組んだことがないという状況が現在までございました。条例につきまして、西部地域でこの条例を持っていないのは御前崎市と森町という状況でございまして、こちらについては他市町を見た中で人材確保をできる方法を増やして、住民サービスの向上を図る方法として適切であるということで判断をして、今回 9 月議会に上げさせていただいているという状況で、幅広い人材を期限付きで必要

なときに採用できるというような新たな手法を町とすると手に入
れたいというようなことで考えて、幅広い人材を確保するために、
9月議会に提案させていただいているところでございます。具体
的に採用があるかどうかについては、今こういった条例を9月に
上程をするということで各課に情報を展開してありますので、総
務課で現在これを使ってというようなことは考えておりませんけ
ども、今、公立森町病院で検討しているということは聞いており
ます。

なぜ10月1日かというようなことでございますけれども、10月
1日にさせていただいたのは、下半期が10月1日から始まるとい
う中で公布の日からではなく、10月1日を基準ということで今回
提案をさせていただいたものになります。

それから4種類の任用職員の給与についてでございますけど
も、特定任期付職員については給料については高額になってくる
というようなことがございます。これにつきましては、特定任期
付職員が必要になった場合には、都度条例で定めるということも
考えられると考えております。

一般任期付職員、4条任期付職員、任期付短時間勤務職員の給
与につきましては、現在の給料表を見て、業務内容を確認し、現
在の給与条例の給料表に基づき、町長が決定をしていくとしてい
きたいと考えております。私からは以上です。

議 長
病 院
事務局長

（ 中根信一郎 君 ） 病院事務局長。

（ 朝比奈直之 君 ） 病院事務局長です。

佐藤議員のただいまの1点目の御質問、現時点での想定はとい
う御質問について、病院として答弁させていただきます。

病院の事務職員、特に医事業務や経営戦略に従事する職員につ
きましては、病気や診療報酬制度などの医療従事者と同等の専門
的な知識と実務経験を必要としております。役場から人事異動で
病院に配属される事務職員が病院内で医療に精通し、専門的な業
務を行えるようになるには一定の教育育成期間が必要となりま

す。病院の事務職員は、長期間継続勤務ができるよう病院独自でも採用しておりますが、また診療報酬請求や受付業務など実務の医療事務に関しましては、実績のある専門業者に業務をしているといった状況でございます。今後、当院におきましても、ますます病院経営を取り巻く環境は厳しくなることが予測される中で、経営を強化し、安定的に健全経営を維持していくためには、病院経営や医事業務に精通し、また職員、職場の管理や他部署との連携など、マネジメント能力に優れた人材の確保、育成は非常に重要な課題となってまいります。そのような状況におきまして、今後、病院経営や医療等に関する専門的な知識や経験等を有する人材を確保するため、状況や目的に応じて任期を定めて採用することは必要であると考えております。具体的な役割、役職としましては、医事業務や経営戦略の専門的な知識や実務経験を有する人を管理職待遇として採用することを想定しておりますが、詳細につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。また、医師や薬剤師などは国家資格を有する職種ですが、全国的に見ても絶対数が少ない医療従事者であります。そういった職種の確保につきましては、今後もますます困難になると思われ。それらの職員が定年退職等により、一定期間、病院において存続確保することが困難である場合には、任期付職員として待遇を維持し、雇用を継続するということが想定をしているところでございます。以上です。

議長
4番議員

(中根信一郎 君) 4番、佐藤嘉彦君。

(佐藤嘉彦 君) 4番、佐藤です。

それでは最後に1点だけお聞きしたいと思います。

この任期付職員に関する採用方法についてです。条例でいきますと第2条第1項、第2項に職員の採用についてはいずれも選考で行うという規定がございます。一方、3条、4条のいわゆる4条任期付、任期付短時間勤務、こちらの職員の採用については特に規定がないということで、これについては規定がないので、原

則に戻って、地方公務員法の原則に則って競争試験を行うという意味かどうかという点を確認させていただきたいと思います。以上です。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平田章浩 君) 総務課長です。

佐藤嘉彦議員の再質問にお答えさせていただきます。

佐藤嘉彦議員質問のとおり、特定任期付職員と一般任期付職員については書かせていただいたように、選考ということで実施をします。残りの4条任期付職員、任期付短時間勤務につきましても佐藤嘉彦議員おっしゃるとおり、競争試験を実施していきたいと考えております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員

(西 田 彰 君) 今、質問されたことに対する答弁においては、病院の関係は分かりますけども、本町に関しても、例えば企業誘致とか、そういったものに精通した人材を確保するためにこういう任期付職員の採用をするというようなことは、考えられませんか。

議 長
総務課長

(中根信一郎 君) 総務課長。

(平田章浩 君) 総務課長です。

西田議員の質問にお答えさせていただきます。

西田議員御質問がありました企業誘致の職員を、こういう任期付職員を採用するという考えはないかということでございます。選択肢としますと、西田議員質問のとおり、企業誘致に専門的な知識を持った職員を任期付で雇うというようなこともございますし、ほかの業務につきましても任期付職員が必要であれば、取っていききたいと考えてございます。具体的に何を今後雇っていくかについては、詳細を今後、検討をしていくというような状況でございます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

議長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第2、議案第51号「森町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第52号「森町天方総合センターの設置に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題とします。

本議案は、第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、佐藤嘉彦君。

4番議員

(佐藤嘉彦 君) 4番、佐藤です。

1点お伺いしたいと思います。

今回、天方総合センターを公の施設に組み込むという条例の改正ということですが、この附則を見ますと令和8年4月1日から施行するということになっております。ただ、条例の施行日が同時に管理開始の日と考えるならば、例えば指定管理者の指定であるとか、それに伴って必要な事前の事務手続き、そういったものについても、この条例の施行の日の前においても行うことができると、そういったような規定、いわゆる準備行為、条例の附則で準備行為として条例の施行前であっても、その指定管理者の指定に必要な手続きを行うことができると、そういった旨の附則におけるその規定というのは、必要ないのかどうかというところをお聞きしたいと思います。

議長

(中根信一郎 君) 総務課長。

総務課長

(平田章浩 君) 総務課長です。

佐藤嘉彦議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、この条例につきましては、附則でそのような記載を書いてございません。今までの本町の条例につきましては、そのような記載がございました。今回、この条例を作る時に令和8年4月1日の施行になっております。お認めいただけたなら、今月末から来月頭には公布をしていくというようなことでございます。4月1日に施行するということでございますので、当たり前として準備行為は4月1日前でもできるということで、確認の意味で記載をしていたと考えておりまして、今回、4月1日以前に準備行為を行うというのは当然な行為であると考えまして、その附則については記載を省いてございます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

9 番、岡戸章夫君。

9 番議員

(岡 戸 章 夫 君) 9 番、岡戸です。

今回のこの天方総合センター、新しいセンターですけれども、まず使用料ですけれども、この教育研究室については、基本使用料 5,500 円ということで、若干ほかの施設と比べて高いのですけれども、5,500 円にした根拠はどうかということが一つ。

使い勝手に、従来の丸山会館は、例えば予約とか、鍵の管理とか、近隣の人に委託をしてやっていたと思いますけれども、そこら辺の運用の管理というのはどのような形になっていくのかお伺いします。

議 長

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

危機管理

(鈴 木 知 寿 君) 危機管理課長です。

課 長

ただいまの岡戸議員からの御質問にお答えいたします。

2 点ほど御質問いただいております。

まず 1 点目ですけれども、天方総合センターの教育研修室の使用料が高いのではないかとといったところの御質問かと思えます。使用料につきましては、天方総合センターの使用料を考えるにあたりまして、園田総合センター、飯田総合センターの使用料とい

うものが条例上決まっておりますので、そちらを参考にさせていただいていると、そことの整合性を図ったといったところでございます。具体的に申しますと、今回の天方総合センターの教育研修室1というところは、基本使用料 5,500 円といったところで掲載をしております。面積に直しますと、142.255 平米という形の面積になります。こちらが園田総合センターで言いますと、2階に教育研修室1、それから教育研修室2といったものがございまして。こちらが中でパーティションで仕切られるのですけれども、一体的に使うといったところもございまして。こちらの面積が1、2合わせて 160.1 平米でございまして。その中で各基本の使用料を見ますと1が 2,750 円、2が 2,750 円ということで、合計で 5,500 円になります。それから、飯田総合センターにつきましても教育研修室1、2とあります。こちらにつきましても2階で、パーティションで仕切ることができますけれども、実際、一体的に利用した場合、97.64 平米の面積になります。その場合、2,750 円が両部屋で 5,500 円になりますので、そういったところで面積等も勘案しながら、飯田、園田との整合性を図って、5,500 円という形にさせていただいたところでございます。

それから、2点目の地元の鍵の管理といったところでございます。こちらにつきましては、8月にも地元の町内会長の皆さんと一度、廃止に向けた、それから今回の天方総合センターの関係の話といったところの話合いの場も設置をさせていただいております。そういった中で、実際には指定管理者、これから手続きをしてという形になりますけれども、また天方管理になった場合には、そういった運営委員会等も設置をする中で、こういった鍵の管理をされていくのかといったところは協議をしていただくという形になっていくものと思われまして。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員

(西 田 彰 君) 天方総合センターですけども、先ほど教

議 長
危機管理
課 長

育訓練室は面積でということですが、炊き出し訓練室の基本使用料が 1,100 円で、冷暖房が入っていません。これは面積の狭いというのか、冷暖房もないのかどうか。その辺ちょっと分かったら。

(中根信一郎 君) 危機管理課長。

(鈴木知寿 君) 危機管理課長です。

ただいまの西田議員からの御質問にお答えいたします。

炊き出し訓練室の冷暖房使用加算額がないということに関する御質問かと思えます。こちらにつきましては、炊き出し訓練室、面積が 11.375 平米でございます。この中にはエアコンがございません。ですから、基本的にはほかの部屋の部分からエアコンをとるところがあるものですから、冷暖房の使用加算額といったところは、この中に計上していないという形になります。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 4、議案第 53 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。

本議案は、委員会付託の予定はありません。

質疑、討論、採決を一連で行います。

質疑はありませんか。

7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

(佐藤明孝 君) 議案第 53 号「令和 7 年度の一般会計補正予算（第 4 号）」について質問いたします。

まず、説明書 7・8 ページ、3 款 1 項 6 目、物価高騰対応重点支援給付金事業費、福祉課所管になるものです。これにつきましては、ここにも説明が書かれているとおり、物価高騰対策として実施した定額減税及び調整給付金においての不足分、これのためのシステムの改修となっております。これにつきましては、対象世帯が何世帯ぐらい存在するのか、またそれによる給付金の支給総

額はどれぐらいになるのか。またこのシステム改修後に使用できる期間を今後どれぐらいを想定されているのか、その３点についてお願いいたします。

議 長
福祉課長

（ 中根信一郎 君 ）福祉課長。

（ 中 村 貢 君 ）福祉課長です。

佐藤明孝議員の御質問にお答えいたします。

不足額給付の対象世帯数、それから金額がということでございますけれども、現在の段階では全く予想がつかないというような状況となっております。

昨年度、調整給付を行っておりますけれども、その際には3,401人の納税義務者に扶養者を含む5,945人分1億3,647万円を給付していますけれども、そこまでにはならないのではないかと考えております。近隣の磐田市や掛川市の状況を確認いたしましても、対象者は調整給付対象者の約70パーセント、給付額が約45パーセントとなっております。仮にこの数値を森町に当てはめると、対象者は約2,380人、給付額は約6,200万円となるということで、大体そのぐらいの数字になってくるのではないかなと考えております。

また、システムの使用期間ということですが、こちらについては、今回議決をいただきましたら、契約等々の行為に入っていきますけれども、まだいつまでというのは確定しておりませんけれども、当然給付が終わる期間まで、それプラス余裕を持って、期間を設けていきたいと考えております。以上です。

議 長
7番議員

（ 中根信一郎 君 ）7番、佐藤明孝君。

（ 佐 藤 明 孝 君 ）今のところまだ予想がつかないというお話ですが、こういった関係が判明するにつきましては、期間としてはどのぐらいの後になるでしょうか。

議 長
福祉課長

（ 中根信一郎 君 ）福祉課長。

（ 中 村 貢 君 ）福祉課長です。

再度の御質問についてお答えいたします。

議 長

全員協議会の中でも御説明をさせていただきましたけれども、本日、内容について議決をされましたら、最終日に対象者等々の追加の給付額についてとプラス事務費かかってくる通信費、郵送料等々を上げていきたいと考えておりますので、予定といたしましては、議会の最終日にそちらを上げていきたいと今考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

8 番議員

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

(川岸和花子 君) 川岸です。

この定額給付、不足額給付の対象者の抽出を早期に行って、今年中に給付するために、この決裁が急がれるということは、全員協議会でよく分かりました。1 点だけ、ちょっと分からないと思ったのが、この委託料が 4,686 千円で、国からの地方創生臨時交付金の事務費分の限度額が 4,468 千円ということで、この差額分というのは、見積もりとその限度額が違うということでしょうか。この差額の意味を教えてください。

議 長

(中根信一郎 君) 政策企画課長。

政策企画

(鈴木勇登 君) 政策企画課長です。

課 長

川岸議員の御質問にお答えをいたします。

システム改修費が 4,686 千円に対して、国の交付金の歳入 4,468 千円になっていると、差が出ているのはなぜかというような御質問かと思います。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の歳入につきましては、今回 2 種類の歳入を積み上げたものになってございます。一つ目が不足額給付を含めた一体型支援として示されている交付金の事務費の残でございまして、こちらが 242 万 7,000 円となっております。二つ目が推奨事業メニューとして示されている交付金の残でございまして、こちら事務費に充てることができるということで、こちらの残が 204 万 1,000 円となっております。これを合わせて 4,468 千円となっているものでございます。このうち

事務費として示されている 242 万 7,000 円につきましては、概算として低く見積もった額が示されているものでございまして、不足額給付として実際に支払った人数に応じて、一人当たり 3,000 円の事務費がいただけるということになっておりますが、最終的に調整されるものでございます。なので、増が見込まれるものと考えております。ですので、見積もり額との差ということではなくて、今回 2 種類の歳入を積み上げた金額がこの金額ということでございます。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員 (西 田 彰 君) この定額減税の関係では、去年のものが年度末になっても支給が遅れていたとか、そういった声も聞きましたが、今回、12 月末もしくは 1 月の初め頃には確実に支給されるのでしょうか。

議 長 (中根信一郎 君) 福祉課長。

福祉課長 (中 村 貢 君) 福祉課長です。

西田議員の御質問にお答えいたします。

こちらでシステム改修を行いまして対象者の抽出いたしましたら、速やかに、10 月の初めには通知出していきまして、最終振込み 12 月ということで、全協の中でも説明させていただきましたけれども、そちらのスケジュールに間に合うように確実に事務を行っていきたいと思っております。以上です。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 討論なしと認めます。

議 長

これから議案第 53 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

(中根信一郎 君) 起立全員です。

したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 54 号「令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 5 号）」を議題とします。

本議案は、第一、第二両常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

所管の委員会を間違えないようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

9 番、岡戸章夫君。

9 番議員

(岡 戸 章 夫 君) 9 番、岡戸です。

説明書の 10 ページ、歳出のところでは最初に 2 款 1 項 5 目、一番上段の財政課のところではテレビ受信料ということでありま
す。NHK さんと協議して、このような結果になりましてということ
ですけれども、もう少しその協議の詳細を教えてください。例
えば何年分くらいまでさかのぼって請求がされるとか、また 1
台当たりいくらぐらいだとか、その辺の詳細をお願いします。
それが一つ。

それと二つ目に、3 款 1 項 1 目、民生費のところでございます。
まず、福祉課の平和祈念碑建立工事についてです。これは旧周智
高跡地へ移転するというところでございましたけれども、具体的に
もう少しどこの場所にどのような形で建てられるのかということ
を説明お願いしたいと思います。それとあわせて移設が完了した
ら、何か式典みたいなことも考えておられるのか伺います。

それと三つ目、同じく 3 款 1 項 4 目、これも福祉課のところ
で、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金ということで、
これはたんよりさんのところに非常用発電機を設置するというこ
とで伺っております。これももう少し詳細を伺いたいですけれど

も、700 万円を超えるということですからかなり大きなものと想定できていますけれども、もう少し具体的にメーカーさんとか、キロワット数、発電機の仕様、これは停電時に自動的に切替えになるとか、その辺の仕様をお願いしたいと思います。併せて、今後のメンテナンスとか維持費については、たんよりさんで支払っていくのかということ、それと今回この発電機設置するにあたっては、たんよりさんからの要望があって設置したのか、それとも福祉課で例えば提案されて、この事業が進めるのか。全体で3点、お願いします。

議長
財政課長

（ 中根信一郎 君 ） 財政課長。

（ 鈴木俊久 君 ） 財政課長です。

岡戸議員の御質問にお答えします。

9・10 ページ、歳出の2款1項5目、財産管理経費のNHKに対するテレビの受信料の支払いの関係で詳細についてということでございます。

これにつきましては、本年2月に愛媛県で公用車のNHK受信料未払いが明らかになったという、全国的なニュースになりました。こういった経緯を踏まえて、県内でも各自治体が公用車に付いているカーナビにテレビの受信機能が備えているかどうかということで確認をして、確認が取れた場合にNHKと契約を結んだ上で未払い分の支払いを行うように対応がされてきたということでございます。これにつきましては、本町もカーナビが付いている車両がございまして、その車両について確認をしたところ、役場庁舎内でテレビが映らないということが確認できました。しかし映らない理由が分からないものですから、その調査をずっと続けてまいりました。結果的に申し上げますと、受信電波の弱さによって受信することができなかったということで、町内のいろいろな場所に行きまして、例えば袋井に近いようなところへ行つて確認をしたら、映ったというようなことがございましたので、もう一度カーナビの付いている車については受信ができるかどうか

かということをそれぞれ確認させていただいた上での結果となっております。こういった経緯がございまして、受信が確認できるのに時間がかかったので、ほかの自治体に比べて森町では御報告が遅くなったという形になっているということでございます。

対象の車両につきましては、一般会計管理の車両としましては10台でございます。最も古い車両でございますが、これにつきましては29人乗りのマイクロバスになりまして、初年度登録でいうと平成17年の登録になっているということでございます。しかしこのマイクロバスにつきましては、アナログ放送の受信機能を持っていた車両でございまして、途中でアナログ放送が終了しておりますので、その後はデジタルの受信ができないということで、テレビの視聴ができなくなっておりました。しかし、カーナビ機能が必要だということで、途中で簡易型のカーナビを設置しておりますので、それ以降の受信料等も合わせて支払いをさせていただいているという形でございます。この従来の中で一番長く経過年数、要は先ほど言ったマイクロバスについては、一部期間を抜いておりますので、全部支払い対象の期間として計上されたのがプリウスという車両でございまして、これが176か月分対象になっておりまして、これについては受信料の見積もりとして22万4,455円という形になっております。その次に長いものにつきましては、消防団の本部車両で使っております車両がございまして、これが162か月という形になっております。これが20万5,625円という形で、車両ごとNHKにその確認をさせていただいて、受信料の金額を算出していただいた数字を今回計上させていただいているという内容になっております。以上です。

議 長
福祉課長

(中根信一郎 君) 福祉課長。

(中 村 貢 君) 福祉課長です。

岡戸議員の御質問にお答えいたします。

最初の平和祈念碑建立工事の関係ですけれども、設置場所等々については森町総合体育館の敷地の森小学校側の幼稚園前の植栽

地に設置を予定しております。総合体育館の敷地につきましては、現在の遺芳塔に近いので遺族にとっても訪れやすく、旧周智高跡地は遠州の小京都のリノベーション推進計画において公園用地となっていることから、体育館や公園利用者等多くの人の目に留まり、平和祈念の意識の啓発が可能となると考えております。また設置する祈念碑ですけれども、台座が2メートル20センチ、石は御影石を使用しまして、横1メートル50センチ×縦1メートル6センチの碑を設置をしていきます。碑には説明文等といたしまして、文面等々を埋め込むようにしますにいたします。なお、説明の漢字ですけれども全てに振り仮名を振りまして、お子さんにも読みやすくするための配慮をしていきたいと考えております。また、式典等の開催についてでございますけれども、こちらについては具体的に決まってはおりませんけれども、もし仮に行う場合には完成記念式のような形で恒久平和への願いを次世代につなげていく良い機会として考えていきたいと考えております。

次の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費補助金の関係ですけれども、こちらについて整備される非常用自家発電機の詳細ということですが、整備される非常用自家発電機の自家発電設備につきましては、LPガス非常用自家発電機ということで、こちらで工事費等も対象になるということです。自家発電機分、電材費、電工費、それからLPガスバルクのタンク工事、基礎工事が該当の経費となってきます。メーカーにつきましては、デンヨー株式会社さんのものと聞いております。それからLPガスバルクの容量ですけれども298キログラムということで、起動から電力供給までが約40秒、被災後72時間以上の事業継続が可能となるということで聞いております。また、維持費についてはたんよりさんの負担ということになってきます。

こちらの要望等々ですけれども、町から町内の対象施設に県から要望調査を実施しておりまして、そちらを確認していただいて、グループたんよりさんから申請があったという流れで、今回そち

らで申請を受けまして、県との協議を進める中で内示をいただきましたので、今回補正予算として上げさせていただいたという経緯となっております。以上です。

議長 （ 中根信一郎 君 ） 財政課長。カーナビの関係で、受信料の単価の質疑があったと思いますが。

財政課長。

財政課長 （ 鈴木俊久 君 ） 財政課長です。

受信料の単価ということでございますが、全期間を算出させていただいておりますので個別に申し上げますと、設置月が無料になる車両があつたりなかったり、割引が利いたり利かなかつたりというのもありますので、一概に単価を申し上げることができませんことを御了承いただきたいと思います。以上です。

議長 （ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

7 番、佐藤明孝君。

7 番議員 （ 佐藤明孝 君 ） 11・12 ページ、7 款 1 項 4 目、観光費について質問させていただきます。

この観光費につきましては、遠州の小京都リノベーション推進事業により整備を進めているということです。整備をすべきところがたくさん記載されておりますけれども、まずは具体的なこの整備業務、この内容的なものを御説明いただきたいと思います。まち中から城下地区、さらには元開橋から太田川ダム周辺の吉川沿いのエリアと体験の里「アクティ森」、コテージアクティ、半夏生の里、吉川キャンプ場と太田川ダム、その他もろもろありますけれども、具体的な業務内容をお願いしたいと思います。

議長 （ 中根信一郎 君 ） 佐藤明孝議員にお伺いします。

7 款 1 項 4 目、観光費の中の 0001 についてなのか、0005 についてなのか、その辺はつきりとお答えをお願いします。

7 番議員 （ 佐藤明孝 君 ） 0001 です。

整備の業務的なものを概要で構いません。どんなところに重点を置いて、整備されるのかというところをお願いします。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

佐藤明孝議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

11・12 ページの 7 款 1 項 4 目、委託料の 0001 の観光事務費の観光地エリア景観計画策定業務委託料の内容の御質問でございます。

こちらの観光地エリア計画の今回の委託料でございますが、観光地の整備を進めて魅力を向上させるための取組の実施に向けて、今回、県単独事業の観光地域づくり整備事業補助金を活用するにあたりまして、観光地域づくり補助金の条件といたしまして観光地全体の魅力を向上させるため、これまで点的に実施してきた施設整備を見直して、景観に配慮した面的整備を推進するというところで、観光地エリア計画との整合を図った上で、この観光づくり整備事業の事業を申請していくということでございます。それに伴いまして、今回、観光地エリア景観計画ということで委託料を計上させていただいてございます。

先ほど佐藤議員からお話がありましたように、こちらの観光地景観計画の区域につきましては、元開橋から太田川ダムの吉川沿いのエリアで、今考えてございまして、森町体験の里「アクティ森」、コテージアクティ、古道トレイル、これはヤマハの関連事業になります。それから半夏生の里、吉川キャンプ場、太田川ダム、かわせみ湖周辺の整備という区域を今回の景観計画のエリアということで載せさせていただいています。主に重点的な整備ということで、これから森町体験の里「アクティ森」の整備やコテージアクティ、先ほど言いました古道トレイルといったような整備に向けていく中で、体験の里「アクティ森」についても建築から 30 年が経過してございますので、そういったところでまた修繕等が必要になってくる場合もございますので、そうしたものに対して観光地域づくり整備補助金を活用しながら事業を進めていきたいというところで今考えております。以上です。

議 長
7 番議員

(中根信一郎 君) 7 番、佐藤明孝君。

(佐藤明孝 君) 景観計画に基づいた計画ということで整備関係は分かりました。

引き続いて同ページの説明欄 0005 遠州の小京都リノベーション推進事業に伴いまして、旧児童館跡地と静銀森町店跡地、ここが拠点となる施設の整備についてお聞きします。この2点につきましても、引き続き周辺の整備ということで、企画プロデュースを行うための業務委託と、このような形で補正が組まれてございます。これにつきましては、企画プロデュースに期待するものがどういったところにあるのかというところをお聞きしたいと思います。

そして説明書の13・14ページになります。7款1項6目、森町体験の里振興費の中からヤマハ発動機と包括連携協定を結ばれたということです。マウンテンバイク等を活用した取組ということで、アクティ森内にそのコースを作られるということですけれども、マウンテンバイクの普及ということは非常に喜ばしいことだとは思いますが、ここでマウンテンバイクにそれなりに慣れた人が更に再びアクティ森に戻ってきて、いろいろ取り組んでいただくというその事後的な方策、こういったものは考えられているのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

議 長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

ただいまの佐藤明孝議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

最初に7款1項4目の0005の遠州の小京都リノベーション推進事業の関係でございます。

こちらにつきましては、令和6年5月30日に森町まちなかにぎわい創出コンソーシアムを発足させていただきまして、その中で株式会社GREENINGさんとコンソーシアムの中で検討を重ねてきております。今回、今月末に令和6年度に発注してきまし

た基本計画が9月にできあがってくるということで、今回9月の補正で基本設計、実施設計の予算を計上させていただいているという状況でございます。13・14ページの7款1項4目の上から二つ目の旧児童館跡地及び周辺地域整備企画設計業務委託料につきましては、今回GREENINGさんに基本計画をお願いして、今月末にできあがってくるわけでございますけれども、今回この基本設計、実施設計をお願いしていくにあたりまして、基本計画を作っていただきましたGREENINGさんからこの基本設計、実施設計につきまして、こういう施設に作っていただきたいというような、要するに町の立場と同じような形で、今回の旧児童館、静銀跡地について、今後の設計について、詳しく設計士にここはこういう形で設計をお願いしてくださいというようなところをしていただくような形の一つの業務がございます。それから、今回、旧児童館跡地、旧静銀跡地がこのリノベーション推進計画の中の1弾目ということで整備をしていくわけですが、それに続きまして本町から天宮神社までの区間もありますので、まち中がございますので、そういったところで次につながるようなものをどうしていけばいいかというようなことにつきまして、GREENINGをはじめ、先ほど言いました森町まちなかにぎわい創出コンソーシアムの中で検討をしていきたいというところでございます。そういった中での企画設計業務委託というところでございます。以上です。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 続きまして2点目のマウンテンバイクの関係でございます。

今回、全協でもマウンテンバイク整備につきまして御説明をさせていただいております。

今回は森町体験の里「アクティ森」の中にマウンテンバイクのコースを整備していくということで、こちらにつきましてはヤマハ発動機と双方の資源を活用し、地域活性化を目的とした包括連

携協定を締結したことの取組の一つということで、アクティ森にマウンテンバイクコース、パークを整備していくということとなっております。今回、このアクティ森の中の整備するコースにつきましては、初心者の練習用ということで 25 メートル×15 メートルの長方形、小さいお子様が自転車の乗り方を練習できるようなスペース、初心者のミニパンプトラック 20 メートルということで、こちらについては初心者にもウンテンバイクの楽しさを知ってもらうような基礎を身につけるためのコースになります。それから初級のパンプトラック 100 メートルにつきましては、マウンテンバイクに必要な技術の幅を広げるようなコースになっております。それから四つ目の中級のパンプトラック 300 メートルにつきましては、五つのコースを作るわけですが、その五つのコースの中でも一番難易度が高くて、技術を磨くためのコースとなっております。それから五つ目に初級トレイルコース 400 メートルにつきましては、五つあるコースの中で一番距離が長くなって、連続して楽しむことができるコースになっております。今言いました五つのコースをアクティ森に整備していきまして、アクティ森の中でマウンテンバイクを練習していただくような施設を作っていくというような形になります。先ほど言いましたように、技術をアクティ森のところで磨いていただきまして、それでその後、古道トレイル等も今、ヤマハの中で考えておりますので、そちらに走りに行っていくというような形かなと思っております。またそういったところを走ってきた人が、またこのアクティ森に戻ってきていただいて、またアクティ森の施設の中で、そのマウンテンバイクの技術を磨いていただくようなコースとしても利用をしてもいただければいいのかなというところで、今は考えております。以上です。

議長
7 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 7 番、佐藤明孝君。
（ 佐藤明孝 君 ） アクティ森に作られるコースにつきましてはいろいろなコースを設けて、技術等を磨いていただくという

ことで内容的なものはよく分かりました。私が思うのは、そういったところで練習した後に、さらにもう継続的にまた森町へ戻ってきてくれるかどうかという、事後方策的なもので、例えばアクティ森で技術を磨いた人については、さらに今度三倉に既にできております、そっちのコースを導くとか、そういった方策的なもののお考えはどうでしょうか。

議 長
産業課長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

佐藤議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

全協の中でもちょっとお話をさせていただきましたけども、こういったマウンテンバイクを活用できる、練習できる場所というのがあまり日本の中でもまたこの西部地域、静岡県の中でもあまりこういったコースでマウンテンバイクを練習できる場所というのは数えるところしか、今ございません。そういった中でこの時点マウンテンバイクに興味を持たれている人が練習して楽しんでいただくということにつきましては、一度だけ来るのではなくて、アクティ森の中で技術を磨くために来ていただく人というのは非常に多くなってくのではないかとということで期待はしております。またそこで技術を磨いた人が先ほど言いました三倉にありますミリオンペダル等において、もう少し難易度なコースをやりながら、またそこでもう少し技術を磨くために、またアクティ森の中で練習をして、またミリオンペダルでまた走ってみるとか、また、古道を走るために練習をしていくというような活用方法ではないのかなというところで今現在考えております。以上です。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ） ただいま産業課長から答弁をいたしましたとおりですが、私から少し補足をさせていただきますと、このマウンテンバイクの愛好者というのは、日本ではまだまだ少ないということは全員協議会の中でも御説明をさせていただきましたが、世界的に見れば、かなり広がる余地があるという中で、この

森町でそのマウンテンバイクに親しんでいただこうという意味合いを込めて、アクティ森に今回コースを造成するものです。ここでアクティ森のマウンテンバイクフィールドの役割としては、やはりまずは親しんでいただく、慣れていただく、そういったマウンテンバイカーの裾野を広げるという意味と、それから当然ヤマハ発動機さんと連携をして進める事業ですので、その次の段階としてミリオンペタルバイクパーク、あるいは古道トレイルというように連携をして、まずは入門コースということで整備をするものですので、当然連携をしながら、さらには森町だけに留まらず、中東遠、あるいは遠州地方でのエリアを広げた取組に進めていければいいのではないかと、そのように考えて、今回このアクティ森にマウンテンバイクフィールドを整備するものです。よろしくお願いいたします。

議 長

(中根信一郎 君) ここでしばらく休憩をいたします。

(午前10時49分 ～ 午前11時00分 休憩)

議 長

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
質疑はございませんか。

3番、高木幸広君。

3番議員

(高木幸広 君) 説明書13・14ページ、7款1項6目、森町体験の里振興費のところの質問ですが、マウンテンバイクパークの利用は有料になると思うのですが、このパークの利益のうちから町に入る利益は、大体何パーセントぐらいになるのか、もし決まっているようでしたら教えていただきたいです。

議 長

(中根信一郎 君) 産業課長。

産業課長

(栗田俊助 君) 産業課長です。

高木議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回、このマウンテンバイクパークにつきましては、アクティ森の現在のパターゴルフ場をマウンテンバイクパークにしていくということになります。今現在、指定管理で株式会社アクティ森が森町体験の里の管理運営を行っております。ですので、そのア

クティ森の敷地内の一部に今回このマウンテンバイクパークを作るということになりますので、今の段階ではちょっと分かりませんが、マウンテンバイクパークの場所の売上げとか借地使用料とかというのを含めて指定管理者であります、今で言いますと、株式会社アクティ森とマウンテンバイクを運営するヤマハさんの中で委託契約を結んでいただきますので、その中でどれだけの利用に対しての賃借料といえますか、そういったものが発生するかというパーセンテージは今後詰めていかないといけませんけども、流れとしては、使ったところは指定管理者のところに、何パーセントになるか分かりませんが、そういった部分が入っていくというような形になります。現段階ではまだ金額等そういったところについては、まだ詰めてない状況でございます。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

10 番、加藤久幸君。

10 番議員

（ 加 藤 久 幸 君 ）先ほどのところと同じになりますが、説明書 9・10 ページ、2 款 1 項 5 目、財産管理費 0001 のテレビ受信料 10 台分の公用車の契約漏れのところですけども、これは事業所と一般家庭とはまた異なると思うのですが、庁舎内においての携帯電話、スマートフォン、それからパソコン等放送受信可能な場合はこの対象に当てはまるのかどうかをお伺いいたします。

それから、同じページ 9・10 ページの 3 款 1 項 4 目、老人福祉費 7,710 千円の非常用自家用発電機の設置経費の補助、これは先ほども御説明いただきましたグループホームたんよりの自家発電、詳細については説明いただいたのですが、この設置場所を教えてくださいと思います。

それと 17・18 ページ、10 款 2 項 1 目、学校管理費、森小学校修景整備工事の追加分かと思います。防球ネットの支柱や間隔が一般的な規格に合っていないということですが、詳細についてお伺いをいたします。以上 3 点になります。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）財政課長。

財政課長

(鈴木俊久 君) 財政課長です。

加藤議員の御質問にお答えします。

御質問にあります事項別明細 9・10 ページ、2 款 1 項 5 目、財産管理費の NHK 受信料の関係でございます。

御質問の内容は、携帯電話やパソコンで視聴可能なものの受信料についてと伺って御答弁させていただきます。

まず、パソコンにつきましては、役場庁舎内でテレビの受信機能を持ったものがないと、うちで把握しているということでございます。

次にもう 1 点の携帯電話でございますが、携帯電話につきましては、最新のものについては、役場で使っているものについては、テレビの受信機能を外しているものが多いということです。ただ昔のワンセグの時代のものについては、テレビ受信が可能なものがございます。ただこういったものにつきましては、主に防災課の職員等が元来使っていましたが、この携帯電話のテレビ受信の機能が持っているものについての取扱いについては、その事業所のところにテレビの受信契約のある部署であれば、携帯電話の契約は不要という NHK との協議が整っておりますので、今回ワンセグ等の昔の機能についても、それぞれの事務所の中でテレビの契約があるものですから、対象外ということで、今回の未払いの対象にはなっておりません。以上です。

議 長
福祉課長

(中根信一郎 君) 福祉課長。

(中 村 貢 君) 福祉課長です。

加藤議員の御質問にありました設置場所について、お答えさせていただきます。

設置される場所につきましては、たんよりさんの建物の前にあります駐車場部分と聞いております。以上です。

議 長
学校教育
課 長

(中根信一郎 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの加藤議員の 3 問目の御質問でございます。

18 ページ、学校教育課の 0003 小学校施設整備費 5,000 千円の補正についてでございます。

防球ネットの状況等についての御質問でございます。御案内のとおり、こちらの予算につきましては、町道新田赤松線の整備によりまして、森小学校の正門付近の整備を行うものでございます。当初設計から防球ネットの支柱が補償の範囲内に入っておりますものですから、設計の際に業者に立ち会っていただいて計画したところ、全体で 60.5 メートルの防球ネットが設置されております。当初計画ですと、補償の範囲ですとそのうち 31.5 メートルが補償の範囲であったというような状況です。業者の一般的な規格といたしますのが、まずは防球ネットの高さでございますが、現在の防球ネットが 5.5 メートルの既設の高さがありましたが、一般的には 6 メートルの高さを確保しているということ。あと支柱、コンクリート柱でございますが、その太さにつきましても、既設のものは先端部といたしますか、末端部で 140 ミリメートルのコンクリート柱を使用してございますが、一般的には 190 ミリメートルのコンクリート柱を使用するということ、あともう 1 点、支柱と支柱の感覚でございます。1 スパンが既設のものは 15 メートルから 16 メートル、一定ではございませんが、おおよそそのくらいのスパンがでございます。一般的な規格としては、スパンは 10 メートルということでございますので、これらの状況を鑑みまして、一遍に整備することが経済的であるというようなこともあります、優先的に計画させていただいたものでございます。以上です。

議長
10 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 10 番、加藤久幸君。

（ 加藤久幸 君 ） テレビ受信料の関係は、よく分かりました。

それと、たんよりさんの非常用自家用発電機、あそこは立地的に水没したりとか、何か水が出る場所かと思うのですが、せっかく設置しても水没したら意味がないかと思いますが、その辺の検証はどうなるか、たんよりさん、されているのかどうかというこ

とをお伺いいたします。

それと支柱の関係、細かく説明いただきました。防球ネットの関係、新田赤松線の関係も含めてということで説明いただきました。これ、現在の規格に合っていないというのですが、その設置したときの状況、規格が違ったのかどうか、規格は合っていたのかどうか、そこら辺の御説明をお伺いいたします。

議 長
福祉課長

(中根信一郎 君) 福祉課長。

(中 村 貢 君) 福祉課長です。

加藤議員の再度の御質問にお答えいたします。

水没等の可能性について検討されているかどうかということですけれども、たんよりさんから伺っているお話の中では、業者さんと打合せ等をしている中で、そういったところも考慮して、建設を進めていくと聞いております。以上です。

議 長
学校教育
課 長

(中根信一郎 君) 学校教育課長。

(塩澤由記弥 君) 学校教育課長です。

ただいまの加藤議員の御質問でございます、森小学校にある既設の防球ネットについての御質問でございます。

防球ネットの設置につきまして、設置年度等は把握してございませんが、過去の経緯でございますけど、少年野球であるとか、サッカーをやる際のボールが道路に出てしまう、住宅側に飛び出てしまうということから、一部ネットを設置、昭和の時代だと思いますが、設置してあると。その後、また更に一部の防球ネットしかなかったものですから、さらに延長してということで、期間が新しく別にまたフェンスを設けた時期が過去にあったというように記憶しております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

1 番、榊原雄太君。

1 番議員

(榊 原 雄 太 君) 2 点ほど質問させていただきます。

13・14 ページ、7 款 1 項 4 目、観光費 0005 遠州の小京都リノベーション推進地域業委託料について、伺いいたします。この中で、

議 長
産業課長

基本設計、実施設計、企画設計と三つの項目がございます。このそれぞれの具体的な内容等、その相手方との契約は個別にそれぞれ基本、実施、企画とやるのかどうかといったところを伺いたします。

2点目です。同じく 13・14 ページ、7 款 1 項 6 目、森町体験の里振興費についてでございます。これにつきましては全員協議会でも御説明をいただきましたが、マウンテンバイクの普及、及びアクティ森への波及、相乗効果を狙うものと、こういった目的のもと計画をされているといったところでございます。そのうちマウンテンバイクの普及といったところは、先ほども御説明がありましたので、アクティ森への波及効果、相乗効果、いわゆるシナジーと言われるものだと思いますが、その具体的な内容を教えていただければと思います。以上です。

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

（ 栗田俊助 君 ） 産業課長です。

榊原議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

最初に 11・12 ページの 0005 遠州の小京都リノベーション推進事業の関係でございます。

基本設計、実施設計ということで、基本設計につきましては、今お願いしております基本計画を基に配置図、平面図、立面図、断面図、構造計算、設備設計、それから概算見積もりを基本設計でお願いをしていくというような形になります。基本設計の目的といたしましては。建築主の要望を具体的に図面化していただいて、イメージを共有すると。それから建築基準法の規制に適合しているかというところを確認して、それから工事の概算を把握して予算との整合性を図っていくというようなことでございます。

続きまして実施設計でございますが、実施設計につきましては、建物の外観とか内装とか間取りなど建物の見た目に関する図面、構造図といたしまして骨組みとなるような構造に関する図面、設備図ということで電気、ガス、水道、空調などの設備に関する図

面、仕様書ということで製品とか仕上げなどの詳細を記述した書類、それから展開図というようなところでございます。実施設計につきましては、基本設計では、建物のコンセプトや配置、間取り、構造などを決めていくわけですが、その骨格となる部分を実施設計で詳細部分まで詰めていただくようなことを実施設計の中の図面の中で、仕様書等を作成していただくというようなことを今回、基本設計、実施設計をお願いしていくということでございます。

13・14 ページの最後の児童館跡地及び周辺整備企画設計業務委託料でございますけども、こちらについては、先ほど申し上げましたとおり、今回の基本設計あるいは実施設計に伴う指示等を基本計画を作成していただいたコンサルのGREENINGさんから今、設計、これから委託を出していく基本設計、それから実施設計の委託者にGREENINGさんから指示等を出していただいて、建物等をどのような図面ができるかというような内容のものをお願いしていきたいというところで考えておりますので、それはコンソーシアムの中の意見を反映させながら指示を出していければいいかなとは考えておりますので、今言いました企画設計業務委託料についてと基本設計、実施設計は別の設計士になると思いますので、今回の補正予算を計上させていただいている中では基本実施設計で1業者、それから企画設計で1業者というところで今考えております。契約につきましては基本設計、それから実施設計で契約については3本になりますけども、相手先については基本設計やったところが実施設計をやった方が分かると思いますので、そちらについては別発注になりますけども、業者については1事業者で今考えております。

続きまして、13・14 ページのマウンテンバイク整備事業のところでございますが、今回このヤマハのマウンテンバイクパークができることによりまして、アクティ森全体といたしましては、ヤマハさんの会社としてのいろいろな取引がございますので、そう

いったものと、あと会社としてのどれだけPRの仕方等もあると思いますので、そういった形の中で、アクティ森に人がたくさん来ていただいて、パークを利用していただくと。そこを利用された人が食事やそれから陶芸等に行っていただくというようなことが一つの施設としての、全体として、人がいろいろな場所をアクティ森の自転車以外の場所も利用していただくような相乗効果を見込んでいるというような形でございます。それによりまして、来た人がいろいろな人にいろいろな情報発信、SNS等を使って発信していただければ、また人が来ていただけるのではないかなというところで期待をしているところです。以上です。

議長

（ 中根信一郎 君 ） 1 番、榊原雄太君。

1 番議員

（ 榊 原 雄 太 君 ） 初めに遠州の小京都リノベーション推進事業委託費といったところで、基本設計、実施設計、企画設計のそれぞれの役割、コンセプトとその骨格だと、基本設計がコンセプトで、実施設計が骨格、企画設計はその後のプロデュースといった位置づけについては分かりました。それぞれ契約は個別に行うといったところで、その契約が個別といったところですが、今現在分かっている中で、その基本設計は今進行中といったところでございます。その実施設計、企画設計の時期的なもの、特に企画プロデュースというと、実際に完成した後の企画プロデュースも含まれるのかといったところも含めまして、その契約する時期的なところを教えていただければと思います。

議長

（ 中根信一郎 君 ） 産業課長。

産業課長

（ 栗 田 俊 助 君 ） 産業課長です。

榊原議員の再度の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

今回、補正予算を計上させていただいておりますので、これをお認めいただければ、また先ほど言いましたとおり、9月末には基本計画も上がってきますので、その後、発注に向けて進めたいと思っております。企画設計につきましても、コンソーシ

アムの中でいろいろ検討はしていきますけども、先ほど言いましたとおり、まち中につきまして、今後、今、児童館跡地を第1段階として、今回整理をしてまいりますけども、その後のまち中の整備につきまして、また話をしていきたいというところで今考えておりますので、そちらにつきましても、基本設計、実施設等もこの中でお願いをしていくつもりでおりますので、発注時期につきましては同じ段階の中で、発注をしていきたいと考えています。

議 長

(中根信一郎 君) 1 番、榊原雄太君。

1 番議員

(榊 原 雄 太 君) 企画設計についても同時進行といった理解でよろしいでしょうか。

議 長

(中根信一郎 君) 産業課長。

産業課長

(栗 田 俊 助 君) 産業課長です。

榊原議員の再質問にお答えさせていただきます。

そちらにつきましては、同時進行で進めさせていただきたいと考えております。また、企画設計業務につきましては、今年度の事業ということで予算をつけさせていただいておりますけども、また来年度につきましても必要があれば、またこういった業務の委託をして、今後も事業が上手く進むように検討していければいいかなということで今考えております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員

(西 田 彰 君) 17・18 ページ、10 款 6 項 1 目 0002 勝太郎家の件でございます。私は、サウナが提案された時から勝太郎家の改修には懐疑的であります。

今回、奥座敷から眺めたら、西側ですけど、ちょっと殺風景、絵にならない、それでは庭を作りましょうというような感じを受けるわけです。勝太郎氏の本来は生家を、生まれた家を来場者に見学してもらい、そして功績を知ってもらいというのが基本にあると思う。ですから、これだけの改修費用、これからももっとかかるわけですけど、必要なのかなと。

議 長
社会教育
課 長

加えて答えてもらえるならば、カフェとか、そういった資料展示イベントなどで、どのような事業者が入ってくるか、もし答えられるようだったら、答えていただきたいと思います。

（ 中根信一郎 君 ） 社会教育課長。

（ 三澤由紀子 君 ） 社会教育課長です。

西田議員の御質問にお答えします。

17・18 ページ、10 款、教育費、6 項、社会教育費、4 目、文化財保護費の 0002 遠州の小京都リノベーション推進事業、今回は公有財産購入と建物の解体についての予算計上ではございますが、今回、用地を取得する件につきましては、庭を整備するというのが一つの目的であり、やはり駐車場が不足しているということもありまして、所有者さんと交渉しまして、その取得の交渉に至っているところでございます。

その中に建物と勝太郎さんの功績を紹介する施設であればいいのではないかと、いうところでございますが、勝太郎家はかつて、もちろん中庭もございました。その辺につきましては、所有者さんとお話をして、このような庭だったというようなお話もさせていただいて、どういった庭だったかというところも含めて、再現というか、復元を考えて、準備しているところであります。

そのような中で、奥座敷を整備して、庭を眺めながら、お茶を飲むといったところにつきましては、昨年 10 月には台湾のお客様が見えて、勝太郎の施設の上長さんがいらっしゃったのですが、生家を見て、今皆さん御存知のとおり生家ではありますが、そういったところも見学に来られるということで、今後、台湾の交流を考えたときに、そういった奥座敷にお通しして、生家を見ていただくとか、庭を眺めながら過ごしていただくというのも一つの目的でもあるのかなと思っておりますので、今回庭も含めた敷地を取得させていただくという経緯がございます。

それから、今、運営についてのお話がありました。現時点で申し上げられるのは、城下地区の取組を現在進めておりまして、

城下地区の人たちとお話をしながら、今後、勝太郎家だけではなく、城下の賑わいを活性化していくという目的で、皆さんと一緒に話をしながら進めているところではありますが、今、伴走支援として関わっていただいている一般社団法人創造遺産機構（HERITA）ともどのような形でこの取組を進めていくかということとを協議しながら準備しているところですが、そういったまちづくり団体を作りますというところは、去年の議員説明会の中でも皆さんにお知らせしたところですけども、城下の中でそういった団体を作って、その人たちが勝太郎家の運営に関わっていただくのがいいのかなというところで、今その辺の準備を進めているところです。カフェとか展示とか、そういった対応の目的を考えておりますので、またそこが城下の取組の拠点となるように、そういったところで進めていければいいのかなと思っております。

また、契約方法とか、前回の議会で指定管理を考えているというお話もさせていただきましたので、そういった手続きについても、今後、議会に説明してまいりたいと思います。以上です。

議 長
12 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 12 番、西田彰君。

（ 西 田 彰 君 ） 町長にお伺いします。公共施設がどんどん増えていくという中で、20 年、30 年経った先にその公共施設が重荷なってくるということは、もう絶対これは言えます。老朽化してくると。そういった中で、先ほどからいろいろ旧児童館跡地とか、そういうものが議論されておりますが、その辺はどのように行政側が考えているのか、ちょっと町長にお聞きします。

議 長
町 長

（ 中根信一郎 君 ） 町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ） 私への御質問でございますが、公共施設がどんどん増えているという御指摘ですけれども、私としては、どんどん増やしているという認識はございません。例えば、かつて旧静岡銀行森町支店跡地、また旧児童館跡地、それぞれの役割を終えて。まちなかに二つの施設が隣接してあったわけですが、どのような使い方をしていたかということ、もう人が中に入って使

うという状況ではなく、資料を保管するというような施設として使っておりました。それを旧周智高校跡地の校舎の部分、旧校舎の部分の県から払下げを受ける際に、その中で最も建築年度が新しく、また施設としても頑強であった建物について、解体をせずにそのまま残し、そこに何か所かに分散していた資料を集約して、旧静岡銀行森町支店、また旧児童館を施設としては廃止といえますか、解体をしたということで、集約をしながら新たに必要な施設については、設置をしているという状況でございますので、公共施設がどんどん増えているという認識は改めていただければと思います。これが今後、こういった負担になっていくかということと考えますと、例えば現在、森町文化会館、森町病院も町の施設でありますけれども、こういったものが30数年たって、だんだん修繕あるいは設備の更新に費用がかかっているという現実がありますが、しかしながら、あの時に、文化会館を建てていたからこそ、今、様々な形で森町の文化の発展振興に寄与しているということを考えれば、やれるときにやっておかなければいけませんし、またできる限りランニングコスト、あるいは維持管理費を抑えるような施設にしていかなければいけないと考えております。ですので、旧藤江勝太郎家につきましても、取り壊すという情報が入った時点で町が所有をするということで、建物を残しております。棟札等から推察すると文久2年、江戸末期の建物であるということです。確かに壊してしまえば、それで終わり、文久2年の建物を、今建て直すことはできません。しかしながら、これを町が所有することによって維持管理をしていくということは、森町の歴史・文化にとっても大きなことであると思いますし、また藤江勝太郎氏という偉人を顕彰していくうえでも大切なことであると思っております。それが森町にとって、森町らしさであり、森町が他の市や町と異なって、特色として特筆すべき事柄であると思っておりますので、そこに町の予算を投じて、今計画を進めているところです。ただし、維持管理費をいかに抑えていくかと

ということで、ただ、建物として保存をしていくのではなく、そこでその施設が自走できるようにということで、カフェの併設ということも合わせて考え、進めているところでございます。今後、もちろん 30 年後、50 年後にあの施設がさらに修繕が必要になるということもあろうかと思いますが、しかしながら、30 年後、50 年後あるいは 100 年後においても、こういった建物が森町に残されているということについて、森町の歴史・文化、遠州の小京都としての価値がそこに残されていくものと思っておりますし、そう評価いただけるものだと考えているところです。

議 長
12 番議員

(中根信一郎 君) 12 番、西田彰君。

(西 田 彰 君) この問題はちょっと平行線をたどるかなと。今、例えば小学校体育館も冷房がない。そしてこの暑い中、帰るにもその足も確保してもらえない。そのようなことを最初にやらなければならないよう思ったりしてしまいます。これは町長と平行線でいきますので、答弁はいりませんが、そのように今、どうしても必要なものというのはある。そこを最初に手を付けるべきではないかと、このような思いでおります。これは意見です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員

(川岸和花子 君) 川岸です。

11・12 ページ、6 款 3 項 1 目の金額は大きくないのですが、産業課所管の鳥獣死骸処理手数料ですが、当初予算で 160 千円がついているのですが、今回また 300 千円ということで、公道の死骸処理だと思うのですが、そんなに増えているのか、値段が上がっているのかと思いましたので、その内容を聞きます。

続きまして、15・16 ページの 8 款 2 項 3 目、スマート I C 車長制限解除概略検討業務ということで、令和 6 年後に車長制限解除課題整理検討業務があったわけですが、その中にどういう課題が検討されて、今回その概略の概算見積もりということだと思っておりますけれども、企業さんのニーズが確認されているという

ことで、税金を使うところで慎重になっているのかもしれないですけれども、慎重に進めなければいけないのですが、企業さんとしては、多分急いでほしいという中で、これはほとんど進んでいくものなのかどうなのか、その内容を話せるところをお願いしたいと思います。

3点目が同じページの8款3項2目の建設課所管の単独河川改修工事のかじや沢改修が3,000万円ですけれども、県の砂防工との取合い工ということで、こちらの内容というか、具体的な内容をお願いします。

議長
産業課長

(中根信一郎 君) 産業課長。

(栗田俊助 君) 産業課長です。

川岸議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

11・12 ページ、6款3項1目、林業総務費の手数料であります。鳥獣死骸処理手数料でございます。こちらにつきましては、先ほどお話ありましたように、当初160千円で予算をつけさせていただいてございます。産業課の死骸処理手数料でございますが、公道に死んでいるイノシシと鹿に対しての死骸手数料になりますのでよろしくをお願いをしたいと思います。こちらにつきましては、昨年、令和6年度につきましては、8月から2月の間に公道でイノシシ、鹿が死亡している件数が大体9件ぐらいあったわけです。それに伴いまして令和7年度につきましては、その実績に基づいて当初予算を計上させていただいております。今回ですけれども、4月から8月にかけて、9頭処理させていただいている状況になりますので、昨年度と同様の件数が、4月から8月で処理を行ったため、今回補正をお願いしているところでございます。4月から8月ですが、公道で鹿が7件、イノシシが2件、死骸処理をさせていただいております。この9件の中で2件につきましては、宿直に連絡があって対応していただいている分もでございます。それと同時に、本年度につきましては、30キログラムから80キログラムの重さの処理の件数が9件のうち6件ござ

いまして、死亡したもののキロ数が非常に大きいものが多く、6件ということで多くなっております。こちらの処理の金額につきましては、1キログラムから5キログラムが4,180円、5キログラムから30キログラムが1万1,000円、30キログラムから50キログラムが2万2,000円、50キログラムから80キログラムが3万8,500円、80キログラム以上が5万5,000円というところでございまして、今回、30キログラムから80キログラムのところでは6件ございましたので、非常に処理手数料がかかってしまったということでございます。今後、このように大きい個体を処理する場合がありますので、そちらを含めて昨年同様の9件ほどを見込んで今回補正をさせていただいたという状況でございます。以上です。

議長
建設課長

(中根信一郎 君) 建設課長。

(緩鹿英文 君) 建設課長です。

川岸議員の2問目の質問にお答えします。

まず1点目のスマートIC車長制限解除の概略検討業務ということで、8,400千円になります。これにつきましては、昨年度、車長制限解除に向けた課題整理検討というところで、委託業務を行っております。その中でトラック協会ですとか、中川にあるヤマハ等々にも意見ヒアリング等をした中で、今後のこの車長制限解除の課題、必要性の検討をしてきたというところにあります。そういう中で、その中の結論としまして、当面まず線形的に交差点改良、今、12メートル車長制限がかかっているわけですが、それをセミトレーラー等が通るために制限を解除するということになったときに、まず交差点部分、基本的にはスマートインターから出て、今の広域農道の方へ出て、掛川天竜線、袋井インターの方に向かっていくという流れになろうかと思いますけど、交差点部分としまして約5か所、それと道路の線形としまして、今の中川のヤマハを出たすぐ下ぐらいのところで、カーブが連続するところがありまして、その道路の線形の検討、その昨年の業務の

中では道路台帳等の机上での整備をしていたというところになりますので、その辺につきまして、今回のこの委託の中で、もう少し突っ込んだ、現地に入った測量等を調査した中で、検討していくということになります。そういったことでその業務を行う中で、今後もし道路改良等をするに当たって、事業費がどのくらいかかるのか、その辺も見据えた中で、実際、このスマートインターの解除していくことにつきましては、地区協議会というところで、町、地元、県、国、ネクスコ、警察等との地区協議会を開催して、スマートインターの解除をしていくかどうかという結論を出していくということになりますので、まずは町としましても、どのくらいのこの事業費がかかるか、その辺をまず算出しながら、そういう検討をしながら、実際のこの必要性等の整理をしていきたいということのために、今回概略の設計をすると、検討するというところでございます。

3点目のかじや沢の改修工事につきましては、県でこの砂防事業の設計等が一応完了したということになります。町としましても、このかじや沢のえん堤ができて、えん堤までは県でやる工事になりますけど、えん堤から下流の流路については、町の管理になるということで町の工事になってくるという中で、町としましても設計がおおむね完了しまして、今年度、今回によって3,000万円の工事として見ておりますけど、トータルの延長としましては30.5メートル、そのうち中で現状の町道が、元の県道になりますけど、町道がありまして、そのこのところを暗渠^{きよ}で超えるボックスカルバート工を6メートル、その下流の元の渡辺石油さん、スタンドの横になりますけど、水路が通ってまして、そのこのところのL型の水路工ということで24.5メートル等を工事していくと。これにつきましては、県の設計が終わって、これから用地交渉等入っていくと、買収でき次第、県としても、早い時期に工事に入っていく、そのためには、まず上に上がっていくための工事車両の通路等も作らないといけないということもありまし

議 長
8 番議員

て、前倒しで町が今回の工事をさせていただきたいというものになります。以上です。

（ 中根信一郎 君 ） 8 番、川岸和花子君。

（ 川岸和花子 君 ） 8 番、川岸です。

どちらもよく分かりました。

同じページの 15・16 ページの 8 款 3 項 2 目の今のところのかじや沢の下のところ、公有財産購入費の山梨一宮線の話ですけれども、こちらは用地費 243 万円ということで、これも県からお金が出るのですが、この場所と面積がどれぐらいかと、ここも水路を付け替えることで、町の管理の水路になる、ずっとそうなるのかということ、ちょっと内容をお聞きします。

もう 1 点が、その下の 8 款 4 項 4 目、公園費の遠州の小京都リノベーション推進事業委託料ということで、都市公園の地下貯留施設の検討業務ということです。この業務をどちらに委託するかということと、今回その台風 15 号でも役場、大門、栄町でやはり雨水が上手く流れないということがありましたので、この雨水の調節には有用であると考えとは思いますが、おそらく金額が大きくなるのではないかなと想像するのですが、想定はどれぐらいと考えているかを伺います。そして、そこに溜めた水を活用できるのかどうかを伺います。

議 長
建設課長

（ 中根信一郎 君 ） 建設課長。

（ 緩 鹿 英 文 君 ） 川岸議員の御質問にお答えします。

まず 1 点目の 8 款 3 項 2 目、河川維持改修の公有財産購入費ということで、これは県道の山梨一宮線のインター通り線として整備しているところになります。その用地費ということで、今回県道の工事で、基本的には県道の事業としてやるわけですけど、その道路は作ることで、それに伴う排水路については、できたものについては、町の管理になる。そういったものについては、県としては、やはり県が買って町に寄附、移すという感じができないということがありまして、まず町で用地を購入すると、ただ用

地費につきましては、この歳入でも入れてありますけど、県から負担金として全額入ってくるということになります。関係する用地につきましては、地権者としましては二人おります。基本的にはインター通り線としての新設の道路の区間になりますのであれですけど、谷中地内になります。面積的には1件目が159.63平米であります。二人目の所有者の土地が60.78平米ということで、その2筆につきまして、購入する費用ということになります。

続いて、2点目の遠州のリノベーション推進事業の公園の地下貯留施設についての御質問になります。

委託先につきましては、現在公園の設計をしている業者と昨年水系別の調査ということで、現況の断面等を調査した業者が違っていて、実際、公園の今の発注業者に設計してもらったの方が有利かなというところがありますけど、その発注業務についても今調整をしていきたいということは考えております。今回、この地下貯留施設につきましては、現在進めております公園の基本設計の中では、概ねの配置する場所ですとか、そういった概ねのところを決めていき、今後、公園の実施設等に合わせて、詳細については設計していくということを考えておりましたが、もろもろの補助事業等の検討をしていく中で、今回、ある程度の地下貯留施設の容量、規模、そういったものを算定していかないことには、補助事業等の検討、調整がなかなか難しいということで、今回、追加で委託をさせていただいているということになります。金額的にもかなり大きくなるというようなことが想定される中で、先日の台風15号の時にも、やはり先ほどもありましたとおり、かなりいろいろなところで冠水の被害が出ているということで、そういったものを勘案しますと、やはりもういろいろなところに一時的にでもいいので、水を溜める施設、そういったものが必要になってくるのかなというところで、その辺のどのくらい容量を溜めるかについても、今後、この中で検討していきながら決めていきたいというところで考えております。その水が溜めた水の活用方

法ということかなと思いますけど、活用については基本的には今考えている中では、蓮華寺の方から来る蓮華寺沢の排水路の水がずっと下の方に入っていくものですから、まずそれを一時的に取水量によって取水をして、時間が経過した段階で、それをもう一度元に、排水ポンプへ戻すような形をとるのか、その辺も含めて、今回のこの検討業務の中で進めていきたいということで考えております。以上です。

議長 (中根信一郎 君) ここでしばらく休憩をとります。

(午前 11 時 59 分 ～ 午後 1 時 10 分 休憩)

議長 (中根信一郎 君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑はございませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 6、議案第 55 号「令和 7 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本議案は、第二常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番、川岸和花子君。

8 番議員 (川岸和花子 君) 川岸です。

今回は、国県支出金等の返還金ということですが、第三者行為に係る精算もありますが、今回はシステム改修に係る社会保障税番号制度システム整備費等補助金の返還もあるということで、その内訳というか、金額を教えてください。

議長 (中根信一郎 君) 住民生活課長。

住民生活 (森下友幸 君) 住民生活課長です。

課長 川岸議員の御質問にお答えします。

7 款、諸支出金、1 項、償還金及び還付加算金、2 目、償還金の内訳ということです。今回の返還金の内訳につきましては、第三

者行為に係る返還、こちらが 85 万 6,500 円、不当不正利得分に係る返還が 5 万 4,370 円、合わせまして普通の償還金が 91 万 870 円です。それからもう一つ大きな要素としまして、令和 7 年度に実施しました令和 6 年度社会保障税番号制度システム整備費等補助金償還金であります。こちら、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に伴う市町村事務処理標準システム改修費に係る返還になります。こちらの交付決定額につきましては 831 万円でありました。これに対して交付確定額が 671 万 5,000 円で、その差し引き 159 万 5,000 円が返還金に当たるものでございます。先ほどの第三者行為等に係るものと合わせまして、250 万 5,870 円を償還することになります。第三者行為に係る返還につきましては、例年の精算によるものでありますが、システム改修費に係る返還につきましては、当初、この改修の実施計画におきましては、限度額認定書等、文言を表示するような内容を考えておりましたが、その内容については、窓口で説明文等を配布することにより対応することにしたため、その分の改修費が少なくなったものであります。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）他に質疑はありませんか。

7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

（ 佐 藤 明 孝 君 ）ただいまの説明書 7・8 ページの関係ですけれども、今、課長から第三者行為等に係る精算で 85 万円余のお金が発生しているというお話でした。この精算、つまり取立て等について、実際に起因者となる人だと思いのですけれども、こちらへ実際に請求はされているのか、もし請求していないとなると、例えば債務の整理機構等の職員が請求に当たるのか、その点の確認をお願いいたします。

議 長

（ 中根信一郎 君 ）住民生活課長。

住民生活

（ 森 下 友 幸 君 ）住民生活課長です。

課 長

佐藤明孝議員の御質問にお答えします。

第三者行為の説明をさせていただきます。例えばですけれども、

他人の犬にかまれたとか、他人の落下物に当たって怪我をした、飲食店などで食中毒にあったとか、刑事事件、傷害事件等に巻き込まれて怪我をしたとか、そういったものが第三者行為と言われるものになります。それで、1番多いのは交通事故などではありますが、第三者からそういった傷病を受けた場合、国保では医療機関にかかることができるようになっています。その際は、まず国保に連絡して、第三者行為による傷病届を提出してもらおうということで、それで実際の医療費等の精算は、その実際に加害をした人が保険等で補填をするということになります。普通に国保を使って、第三者行為という傷病届をせずに受診をして、その後、第三者行為と分かったものについて、後で精算して、それは国保から切り離して、精算が毎年1回されるということになります。ですので、第三者行為にかかった費用等を加害者等に役場で請求することはないという形でございます。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第7、議案第56号「令和7年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

本議案は第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第57号「東遠学園組合規約の変更について」を議題とします。

本議案は第一常任委員会に付託する予定です。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 50 号から議案第 57 号までの質疑及び議案第 53 号については採決まで終了しました。

お諮りします。議案第 50 号から議案第 52 号並びに議案第 54 号から議案第 57 号までの 7 件については、サイドブックス掲載の議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う多数)

異議なしと認めます。

したがって、サイドブックス掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をします。なお、委員会審査の経過並びに結果については、9 月 22 日の本会議において、報告願います。

しばらく休憩をします。

(午後 1 時 2 0 分 ～ 午後 1 時 2 1 分 休憩)

議 長

(中根信一郎 君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 9、認定第 1 号「令和 6 年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番、佐藤明孝君。

7 番議員

(佐 藤 明 孝 君) 65・66 ページです。2 款 2 項 4 目になります。定住推進課所管の 0001 移住定住促進事業についてお聞きいたします。

ここに決算金額が表示されております。当初予算から見ますと、当初予算が 32,346 千円ですが、決算が 1,716 万円余になっていますけれども、当初から比べると 1,518 万 5,635 円ほど少なくなっております。この事業について、事業そのものもしっかりとなされていたとは思いますが、かなりの金額が抑えられているということで事業そのものの取組み方を概要だけでも構いませ

議 長
定住推進
課 長

ん、ちょっとお知らせ願いたいと思います。これが1件目になります。

そして2件目です。2件目が0001の下の方に委託料（その他）、つながる森町学生ふるさと定期便事業委託料、このようになっています。ここにつきましても、当初予算4,236千円から見ますと、65万円ほど少なく抑えられております。この定期便事業もどのような形で行われたのかというところを説明いただきたいと思います。

そして3件目です。67・68ページ、2款2項4目0002の地域おこし協力隊活動事業になります。ここにつきましても、当初予算、決算認定と比較しますと、761万円余のお金が抑えられております。ここでの事業実績もあわせて御説明をできたらお願いしたいと思います。以上3件になりますが、よろしく願いいたします。

（ 中根信一郎 君 ） 定住推進課長。

（ 鈴木孝佳 君 ） 定住推進課長です。

佐藤明孝議員の御質問、まず一つ目についてお答えさせていただきます。

2款2項4目、移住促進費のうち不用額についての御質問だと思いますが、その中で一番不用額として大きい負担金、交付金の不用額の内容について御説明をさせていただきます。

2款2項4目で移住促進費のうち18節、負担金、補助及び交付金の不用額、これは金額として1,811万8,664円となりますけども、その理由と内訳につきまして答弁させていただきます。主な不用額の内訳としましては、移住就業支援補助金、予算額3,000千円に対しまして、支出済額が60万円、不用額が240万円となっております。これにつきましては当初見込みとしまして、子供二人を含む世帯移住として1件300万円を見込んでおりましたが、交付実績としまして、テレワークのための単身移住、1件60万円であったため、不用額が2,260万円となっております。次に住もうよ森町新婚さん応援金、これは予算額9,000千円に対しまして、

支出済額が 599 万 7,000 円、不用額が 300 万 3,000 円となっております。これにつきましては、当初見込みとしまして、申請件数 30 件 9,000 千円を見込んでおりましたが、交付実績としまして、20 件 599 万 7,000 円であったため、不用額が 300 万 3,000 円となっております。次に結婚新生活支援補助金、予算額 2,400 千円に対しまして、支出済額が 26 万 8,000 円、不用額が 21 万 3,200 円となっております。これにつきましては当初見込み額としまして夫婦ともに 29 歳以下、これは補助金額が 60 万円ですけども、3 件 180 万円、39 歳以下 30 万円を 2 件 60 万円、計 240 万円を見込んでおりましたが、交付実績としまして、夫婦とも 39 歳以下が 1 件、26 万 8,000 円だったため、不用額が 213 万 2,000 円となっております。次に森町移住者新生活応援金、これにつきましては予算額 6,150 千円に対しまして、支出済額が 281 万 2,270 円、不用額につきましては 337 万 7,330 円。当初見込みとしまして、移住促進応援金 30 件 225 万円、空き物件利活用応援金 5 件 210 万円、起業チャレンジ応援金 3 件 90 万円、リモートワーク移住促進応援金 2 件 40 万円、お試し移住体験応援金 10 件 50 万円、合わせて 6,150 千円を見込んでおりましたけども、交付実績としまして、移住促進応援金 6 件 75 万円、空き物件利活用円金 3 件 109 万 5,000 円、リモートワーク移住促進後援金 1 件 20 万円、お試し移住体験応援金 18 件 46 万 7,270 円、合計としまして、28 件 281 万 2,270 円となっております、不用額が 333 万 7,730 円となりました。次に人をつなぐ関係人口創出事業補助金、これは予算額 3,000 千円対しまして、支出済額が 0 円、不用額が 300 万円になっております。当初見込みとして関係人口の受入施設等整備事業補助金として、補助金額 100 万円を 3 件、合計としまして 3,000 千円を見込んでおりましたけども、申請件数が 0 件だったため、不用額 300 万円残っております。この事業につきましては令和 5 年度の実績としましては、予算額 3,000 千円に対しまして、交付金額 300 万円となっております。

続けて、二つ目の御質問を兼ねてお答えをさせていただきますけども、地域おこし協力隊活動費補助金予算額 6,500 千円に對しまして、支出済額が 405 万円、不用額が 245 万円。当初、活動費補助金としまして、年額 200 万円とし、現隊員一人分と新規採用隊員二人分として合計 600 万円。任期期間が令和 6 年 6 月までの隊員一人分として 50 万円、合計としまして 6,500 千円を見込んでおりましたけども、新規採用の隊員が令和 6 年 10 月からの一人となりまして、交付実績としまして、二人分 405 万円だったため、不用額が 245 万円となっております。そのほか合計をしましてトータルで補助金・交付金の不用額が 1,811 万 8,654 円となっております。移住促進費の補助金、交付金につきましては、補助金交付に際しまして、所得制限や居住地、補助対象事業費等の一定の規定があるため、申請者の目的と事業の目的がマッチしない限り、補助金の対象にはなりませんので、今後も広く周知を図り、事業の推進に努めてまいりたいと思っております。

二つ目の御質問、ふるさと定期便の不用額と内容につきましてですけども、事項別説明書 66 ページになりますけども、2 款 2 項 4 目、移住促進費 0001 移住定住促進事業、12 節、委託料（その他）つながる森町学生ふるさと定期便事業委託料 358 万 2,638 円につきましては、大学等へ通学するため静岡県外で生活する森町出身の学生や生徒に定期的に町の地場産品を贈ることで、ふるさと森町に愛着を持ち、Uターンや森町を応援する気持ちにつなげるとともに、学生周辺への森町の魅力や情報発信を支援してもらうことを目的として令和 2 年度から取り組んでいる事業であります。令和 6 年度は 91 件の申込みがありまして、令和 6 年 4 月 30 日に株式会社アクティ森と契約を締結いたしまして、6 月とうもろこし、7 月お茶、8 月和菓子、9 月コシヒカリ、10 月クラウンメロン、11 月次郎柿、12 月レタスの合計 7 回、地場産品を送付しております。不用額 85 万 3,362 円につきましては、当初見込みが学生申込み件数 100 件を見込んでおりましたけども、実際は 91 件

ということで、その人数の差額によりまして不用額が発生したものでございます。

三つ目の御質問、先ほどこちっとお答えをさせていただきましたけども、事項別説明書 67・68 ページ、2 款 2 項 4 目、移住促進費 0002 地域おこし協力隊活動事業活動事業 856 万 7,476 円につきましては、地域おこし協力隊員 3 人分の活動費等に係る経費であります。地域おこし協力隊につきましては、令和 6 年度当初、二人で活動しておりましたけども、令和 3 年 7 月に隊員一人が令和 6 年 6 月末で 3 年間の任期を終了したため、新たに令和 6 年 10 月から新隊員一人を任命いたしました。また、令和 4 年 4 月に委嘱した隊員一人が、令和 6 年度末で任期を満了したことにまして、現在一人での活動を行っております。地域おこし協力隊につきましては、外部の人材の斬新な視点から行政ではできないような柔軟な地域おこし策を講じることにより、地域の担い手を育成するとともに、地域力の向上を図り、地域が地域協力活動を通して地域住民との交流、地域活性化を行うとともに、隊員が地域で定着し、多分野にわたる地域おこしを継続することにより、新たな地域力の発掘と強化につながり、将来的に定住することで、地域の継続的な担い手と地域力の維持向上を目的として、平成 28 年度から実施をしております。協力隊活動事業費 856 万 7,476 円の内訳につきましては、隊員の報償金、月額 21 万 4,000 円となりますけども、年額 256 万 8,000 円を支給しております。任期は 6 月までの隊員につきましては、4 月から 6 月までの 3 か月分 64 万 2,000 円、また 10 月から新たに委嘱しました隊員につきましては、10 月から 3 月までの 6 か月分 118 万 7,000 円、合計 439 万 7,000 円を支給しております。役務費としましては、活動保険料二人分、1 万 9,776 円、その他活動費補助金としまして一人当たり年間 200 万円を上限としまして 3 人分として 305 万円を支出しております。また令和 5 年度に退員しました隊員一人分の企業支援金 100 万円を合わせて支出し、合計 405 万円を支出しております。以上

議 長

です。

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 10、認定第 2 号「令和 6 年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 11、認定第 3 号「令和 6 年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 12、認定第 4 号「令和 6 年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番、西田彰君。

12 番議員

(西 田 彰 君) 1 点伺います。

まず歳入において介護保険料 2,170 万 2,000 円増で、これは町民が払う保険料。その一方、国庫負担金というのはわずか 500 万円しか増になっていません。国の負担金が 500 万円しか増になってない、どういう具合でこのような負担金しかもらえないのか、その辺ちょっと説明いただければ。

議 長

(中根信一郎 君) 福祉課長。

福祉課長

(中 村 貢 君) 福祉課長です。

西田議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の保険料の関係ですけれども、予算額に対して決算額が増えているということについてと思いますけれども、こちらについては、令和6年度からですけれども、主に所得が多い人の介護保険料について見直しを行いまして、保険料の所得段階で、以前の第9段階から第13段階まで拡充をしております。これによりまして、令和6年8月の本算定賦課では、予算時に試算したときよりも、拡充した9段階以上の人が20人程度、第7と第8段階についても試算時よりも増加したために、保険料の決算額が予算額を上回っていると状況となっております。

続いて2番目の質問は国庫補助金につきましては、国は介護給付費等の2分の1という補助になっておりますけれども、こちらについては介護給付費の実績に基づいてこの給付ということになっておりますので、計算についてもそちらの介護給付を基にして計算をしておりますので、ここに何か数値はそちらを基に計算させていただいているというような状況です。なので、実際、増額が国庫については、保険料とは特に連動していなくて、給付の実施ということになっております。以上となります。

議 長 (中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第13、認定第5号「令和6年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第14、認定第6号「令和6年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 15、認定第 7 号「令和 6 年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 16、認定第 8 号「令和 6 年度森町水道事業会計決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 17、認定第 9 号「令和 6 年度森町公共下水道事業会計決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

日程第 18、認定第 10 号「令和 6 年度森町病院事業会計決算認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番議員

4 番、佐藤嘉彦君。

(佐藤嘉彦 君) 4 番、佐藤です。

付属資料の 13 ページになります。職種別職員数ということで、これを見ますと看護師のところで、令和 6 年度の初めは 83 人でした。令和 6 年度末が 75 人ということで、8 人減ということになっていると思います。令和 6 年度については、いわゆるその経営強

議 長
病院事務
局 長

化プランのスタートの年と認識をしております、やはり医療人材の確保であるとか、適正な人材の配置とか、そういったものが主要な政策課題の一つと挙げられていると思いますが、現在の看護師の人員配置の状況、満たされているのか、仮にもし減の状態が続いているとした場合には、今後どのような対応していくかというところを教えていただきたいと思います。

（ 中根信一郎 君 ） 病院事務局長。

（ 朝比奈直之 君 ） 病院事務局長です。

ただいまの佐藤嘉彦議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、看護師数の状況につきまして、令和6年度は看護師が減少しているといった中で、現在の状況と今後の取組ということでの御質問かと思います。

初めに、令和6年度の看護師の状況について触れさせていただきたいと思います。決算書付属資料13ページ、職種別職員数でございますが、資料につきましては、正規職員の看護師数の推移となっております。先ほど佐藤議員御指摘のとおり、年度で申し上げますと、令和6年4月1日から令和7年3月31日、年度末までで8人の減少。ただ、年度末で比較しますと、6人の減少といったところでございます。看護師の退職理由につきましては家庭の事情でありますとか、個々様々でございますが、看護師の退職者数が13人、それに対して採用は5人といったことで、過去に比較して非常に退職者が多い年になりました。一方、資料にはございませんが、会計年度任用職員としての看護師の採用につきましては、令和6年度当初16人でしたが、当初7年度当初には22人となり、6人増加しております。看護師数の合計としましては97人ということで、年度末で比較しますと増減はなく、病床数など病院機能を制限するといったことはございませんでした。

また、御質問の現在の状況でございますが、令和7年9月現在、看護師数は8月までに二人退職いたしまして、3人を採用しているとということで、正規職員については、年度当初より1人増加

して 76 人といった状況でございます。会計年度任用職員については 22 人で変わりなく、合計で 97 人が現在在職しているといった状況です。経営強化プランの中でも、医療従事者の確保、それから重点施策として病棟の安定的な運営といったことで施策を挙げております。その 1 点の医療従事者の確保ということになるわけでございますが、今年度の対応といたしまして、看護師の採用試験につきまして、既に 2 回実施をしております。採用内定 5 人ということで、来年度当初に採用予定となっております。また今後考えますと、さらに年間を通じて採用活動してまいりたいと考えておりまして、既に 9 月 27 日に 3 回目の採用試験を予定しておるところでございます。年間を通じて安定的な確保ができるように取り組んでいきまいりたいと考えております。また、子育て中であつたり、親の介護など家庭の事情によって、フルタイムでの勤務、それから夜勤、そういったものが難しいといった人もいらっしゃいますので、そういった人につきましては、事前の面談や病院の見学会等実施しまして、半日勤務、あるいは昼のみの勤務、そういった働き方の希望を聞いたうえで、会計年度任用職員としても積極的に採用しているところでございます。今年度及び来年度に向けて順調に看護師の確保ができていると考えておりますが、今後も入院機能を維持するといったためには、夜間勤務のできる正看護師の確保は、重点施策として考えておりますので、今後も安定的に確保できるように、採用活動に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長

(中根信一郎 君) 他に質疑はありませんか。

9 番、岡戸章夫君。

9 番議員

(岡戸章夫 君) 9 番、岡戸です。

16 ページのところ、お願いします。

業務のところ、16 ページの外来のところ、一番下を見ていきますと、単価が比較増減でマイナス 2,297 となっていますけども、この辺の分析といいますか、少し教えていただきたいのですけど。

議 長
病院事務
局 長

(中根信一郎 君) 病院事務局長。

(朝比奈直之 君) 病院事務局長です。

岡戸議員の御質問にお答えいたします。

付属資料 16 ページ、業務量のうち外来についての御質問で、内容は単価が下がっているが、その原因はといった御質問かと思えます。

資料を見ていただきますと、単価につきましては、比較増減、いわゆる令和 5 年度との実績で合計ではマイナス 665 円ということになっております。この主な要因でございますが、三つほどございます。1 点目は、令和 5 年度は新型コロナの感染者がかなりまだ多い状況といったところがございまして、発熱外来を積極的に行っておりました。令和 6 年度に入りまして、そういった発熱外来といった形での診療がほぼほぼなくなって、そういった患者さんが減ってきたという中で、発熱外来につきましては、かなり単価が高くなっておりましたので、その患者さんが減ったのが一つの要因かと思えます。それから 2 点目は、外科のがんの患者さんの化学療法、投薬での治療といった患者さんが当院の取組としまして、そういった外科の急性期、がんの患者さんを中心としていた高度な医療が必要な患者さんについては中東遠総合医療センターや磐田市立総合病院、そういったところにまずは治療をお願いして、当院は治療後の患者さんを受け入れるといった連携体制をとっているところでございまして、そういった化学療法のがんの患者さんの治療通院での患者さんの治療が、当院での治療、外来が減ったといったのが一つの要因でございます。その代わりですが、薬剤費につきましては、前年と比べて減少しているといった状況になっております。それから、もう 1 点は、内科の生活習慣病の指導療養費が令和 6 年度の診療報酬改定によりまして、計画書の作成といったことが要件になりました。これがなかなか医師の負担が大きいといった中で、その部分が算定できていないといったことがございましたので、その今説明した 3 点が主な単価

の減少となった要因と考えております。ただ生活習慣病の療養費につきましては、徐々に医師の皆さんが計画書の策定も患者さんの治療を優先的にということで取り組んでいただいておりますので、そういったところは徐々に解除されておりますので、今後、単価については注視してまいりたいと考えております。以上です。

議 長
9 番議員

（ 中根信一郎 君 ） 9 番、岡戸章夫君。

（ 岡 戸 章 夫 君 ）再質問で、今、最後に説明ありました生活習慣病の計画書ですけれども、これは今、医師が診療しながら作成していると受け取ったのですけれども、この計画書というのは医師ではなくて、ほかの人が作るというようなことはできないでしょうか。そうすると医師の負担が減るのではないかなという、そういったちょっと見方をしているのですけど、どうでしょうか。

議 長
病院事務
局 長

（ 中根信一郎 君 ） 病院事務局長。

（ 朝比奈直之 君 ） 病院事務局長です。

岡戸議員の再質問にお答えいたします。

生活習慣病の計画書の作成が医師ではなくて、ほかの者が作成すれば負担が減るではないかといった御質問でございます。

計画書の作成につきましては、診療の中で、医師が患者さんと面談をしながら計画書を作成していくという形になります。ただ実際の記録的なものは、医師事務作業補助者というものが、その作成をして、最終的に医師と患者さんがそれを確認したうえで、同意をしてサインをするといった形であれば問題ないものですから、医師が全て計画書作成といったことではございませんが、ただ何分その医師事務作業補助、事務員の数につきましても、現在なかなか足りてないというか、業務が煩雑になっている中で、手が回らないといったところがありますので、現状のところはできるだけ医師に、実際に患者さんとの面談をして、聞き取りもして作成しますので、医師の責任としてやっていただいているといったところが現状でございます。以上です。

議 長

（ 中根信一郎 君 ） 他に質疑はありませんか。

議 長

(発言する者なし)

(中根信一郎 君) 質疑なしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回を議事日程の予定を報告します。9月18日午前9時30分、
本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

(午後 2時 3分 散会)